

保育者養成と発達障害

—2009（平成21）年度・集中講義「福祉特論・発達障害を考える」を通して—

徳 広 圭 子

A study about students learning in the early childhood care and education course it about a developmental disability

—The special lecture of the social welfare regarding developmental disability—

Keiko Tokuhiro

Abstract

In this article, the student who wants to become a day nursery and a kindergartner is investigated regarding their knowledge of developmental disability followed by the author's comments.

As a result, the student was only vaguely aware of developmental disability at first. However, after instruction of is classes about developmental disability, perspective teachers became interested in learning more about the topic.

Received Sept. 30, 2009

Key words : students learning in the early childhood care and education course, developmental disability

I. はじめに

保育所や幼稚園において「気になる子」が増えたといわれて久しい。それは広汎性発達障害や注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などの「発達障害」を抱えた子であったり、保護者からの虐待をうけた「被虐待児」などであることが多い。これらの子どもたちは、その原因が「障害」であっても「虐待」であっても、状態像としては、同年齢の友達とうまく遊べなかったり、すぐにカッとなって友達とのトラブルが絶えないなど、ある種の特徴がある。そして同年齢や異年齢の集団を預かりまとめる保育者（幼稚園教諭と保育士を指す）から見れば、言ったことをわかってくれなかったり、何度注意してもわかってこない「手がかかる子」として映りやすい。

保育者養成校（幼稚園教諭免許状と保育士証を取得できる指定養成校）に在籍する学生は、卒業後「先生」として、幼稚園や保育所、児童福祉施設などの子どもの成長・発達に深く関わる仕事に就くことが多い。そのような新任者に対しては、小学校のようにベテランのスーパーバイザーを新規採用者につけ、丁寧に助言・指導する職種もある。しかしながら、筆者が知る限り、保育者については1年目の新人でも、主担任の指導・助言を仰ぎながら副担任として勤務したり、主任などに助けられながら初年度から一人でクラスを受け持つ（いわゆる「一人担任」）など、卒

業してすぐから責任ある立場に就くことの方が圧倒的に多い。

このような現状を踏まえて、初任者が少しでもスムーズに入職する方途を求め、本学在學生に対して「発達障害を考える」というテーマで、2009（平成21）年度の夏季集中講義「福祉特論」を開講した。本講ではこの講義を受講した學生が受講前にどのような問題意識を持ち、それが15回の受講を終えた後にどのように発展したのか、質的に考察する。そしてそのことを通じて、保育者養成校において発達障害についてはどのような講義を展開すればよいのか探求したい。

II. 「福祉特論」の概要

1. 講義について

「福祉特論」は夏期休暇中に隔年開講される講義科目である。履修対象年次は本学幼児教育学科第一部・第三部^(註1)の全学年であり、入学して半年を経て基礎的なことを学び始めた學生から、卒業を半年後に控えた學生まで履修することができる。その他の本学の専門科目は、第一部と第三部の学年別に時間割が用意されており、第一部は2クラスないし3クラスで、第三部は1クラスで、いずれも通常50名ほどが同じ授業を受ける。このことによってきめ細やかな指導が出来るが、一方本学で幼児教育を学ぶものが一堂に会して授業を受けるのは、この集中講義くらいとなっている。

集中講義のテーマや内容については、基本的に担当者に任せられ、学内の会議で審議・了承された後、學生へ周知される。また、ほとんどの教科目が卒業や幼稚園教諭二種免許状、保育士取得のための必修科目となっている中で、数少ない選択科目の一つとなっている。そのため、履修者は「資格を取るために履修する」というよりも、テーマや内容を見て学びたいと思う意欲的な學生が多い。

今年度の福祉特論においては、発達障害について取り上げることとした。身体障害児・者の人口千人に対する割合は28.0人であり、0～9歳においては3.2人である（表1参照）。また知的障害児・者については、人口千人に対し4人ほどであり、0～9歳においては4.9人となっている（表2参照）。発達障害については、アスペルガー症候群を含む高機能広汎性発達障害が15%、注意欠陥多動性障害が3～5%、学習障害が3%と、身体・知的障害より発生頻度が高い（表3参照）。しかしながら、身体・知的障害が出生時や乳児期に発見されやすいのに対し、発達障害は乳幼児健診において医師が診察したり保健師が観察しても、年齢的にまだ分からないことがある。そして保育所や幼稚園へ入園して、保育者が集団生活の場で同年齢の他児と比較して「あれ？」と、その可能性に気づくことが多い。そのため、やがてそのような場に就く本学の學生には、新人の時にもためらうことなく発達障害児の保育・教育に当たって欲しいと思い、新任者であっても保育者として知っておくべきことを中心に15回展開することとした。

その際、集中講義は90分の講義が1日5コマ続き、お昼1時間の休憩を挟み9時から18時まで、

表1 身体障害児・者の人口割合（人口千人対）

（単位：人）

0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～	総数
3.2	4.4	4.1	6.1	11.6	24.4	48.9	58.3	94.9	28.0

出典：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課「平成18年身体障害児・者実態調査」

表2 知的障害児・者の人口割合（人口千人対）

（単位：人）

0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
4.9	6.6	5.7	4.8	2.8	1.6	0.7

出典：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課「平成17年度知的障害児（者）基礎調査」

表3 発達障害の分類と頻度

項目		第一群		第二群		第三群		第四群
障害名		精神遅滞	境界知能	知能障害を伴った広汎性発達障害	高機能広汎性発達障害	注意欠陥多動性障害	学習障害	子ども虐待
定義		標準化された知能検査でIQ70未満、および適応障害	標準化された知能検査でIQ75未満	社会性、コミュニケーション、想像力の三領域の障害	左記の障害を持ち知的にIQ70以上	多動、衝動性、不注意の特徴および適応障害	知的能力が著しく低く通常の学習では成果が上がらない	子どもに身体的、心理的、性的加害を加える、子どもに必要な世話を行わない
臨床的経過	幼児期における臨床的特徴	言葉の遅れ、歩行の遅れなど一般的な遅れの存在	若干の軽度の遅れのみ	言葉の遅れ、視線が合わない、親から平気で離れるなど	言葉の遅れ、親子の愛着行動の遅れ、集団行動が苦手	多動傾向、若干の言葉の遅れ	若干の言葉の遅れを呈するものが多い	愛着の未形成、発育不良、多動傾向
	学童期における臨床的特徴	学習が通常の教育では困難、学習の理解が不良で発達とは同じ感情発達とは同じ	小学校中学年頃から中学業成績が不良となることも大きい	様々なこだわり行動の存在、学校の枠の理解が不十分のため特別支援教育以外に教育は困難、親子の愛着が進む	社会的状況の読み取りが苦手、集団行動の著しい困難、友人を作りにくい、ファンタジーへの没頭	低学年における着席困難、衝動的行動、学習の遅れ、忘れ物など不注意による行動	学習での苦手が目立つようになる	多動性の行動障害、徐々に解離症状が発現
	青年期における臨床的特徴	特別支援教育を受けられない場合には学校でさらには被虐待に展開することもある	それなりに適応する者が多いが、不適応が著しい場合など取ることも多い	適応的な群はきちんとした枠組みの中であれば安定、一方激しいパニックを生じる場合もある	孤立傾向、限定された趣味への没頭、得手不得手の著しい落差	不注意、抑うつ、自信の欠如、時に非行	純粋な学習障害の場合、ハルペイを持ちつつ大きな社会的適応は良好な者が多い	解離性障害および非行、うつ病、最終的には複雑性PTSDへ移行
頻度		11%	14%	0.6%	15%	3%～5%	3%	2%
依存症		心因反応、被害念慮、うつ病など	軽度発達障害群、高機能広汎性発達障害にむしろ併存症として認められることが多い	多動性行動障害、感情障害、てんかんなど	学習障害、発達性協調運動障害、多動、不登校、感情障害など多彩	反抗挑戦性障害、抑うつ、非行など	学習障害自体が様々な発達障害に併存して生じることが多い	特に高機能広汎性発達障害は虐待の高リスク、最も併存は反応性愛着障害と解離性障害

出典：杉山登志郎『子ども虐待という第四の発達障害』学研、2007年、20頁。

連続して3日間行われることから、筆者のみならず現場で活躍されているゲストスピーカーに来ていただき、職務について話していただいたり筆者とディスカッションすることによって、理論と実践の両面を学生に提示した。

2. 講義のシラバス

(1) 講義の概略

授業科目名：福祉特論

開講学部：本学短期大学部幼児教育学科第一部・第三部の全学年

開講区分：講義

開講時期：前期（夏期集中講義）

開講日時：2009（平成21）年9月14日（月）～16日（水）の3日間、一日5コマ

単位数：2単位

科目区分：卒業選択・保育士選択

担当教員名：徳広圭子。ただし、第3・4・5回と第8・9・10回は現職の小児科医に、第7回はことばの教室の指導員に、第13回は小・中学校のスクールソーシャルワーカーにゲストスピーカーとして登壇していただいた。

(2) 授業の概略

発達障害児は言葉の遅れが目立たないので、乳幼児健診などでも指摘されず、小学校に入学してから行動上の問題が明らかとなり、診断名をつけられることが多い。しかしながらその特徴はおおよそ乳幼児期に表れており、保育所や幼稚園のような同じ年頃の子どもたちの集団生活の場で、保育者が同じ年頃の他児と比較することによってその可能性に気付くことも多い。そこで本講では、発達障害に関する基礎的な知識を身に付けた上で、保育者が乳幼児期の発達障害児の保育・教育に従事する時のポイントについて、ケースを交えて考察する。

(3) 到達目標

発達障害に関する基礎知識を身につける。保育者として乳幼児期の発達障害児の保育・教育に従事する際のスキルを理解する。

(4) 評価方法

試験（50%）、課題レポート（20%）、授業への参加度（30%）

(5) 授業計画詳細

- | | | | |
|-----|-----|----------|-----------------------------|
| 第1回 | 第1章 | 発達障害とは何か | 1. 発達障害について学ぶ意義 |
| 第2回 | 第1章 | 発達障害とは何か | 2. 障害児福祉・保育の動向 |
| 第3回 | 第1章 | 発達障害とは何か | 3. 発達障害について①広汎性発達障害 |
| 第4回 | 第1章 | 発達障害とは何か | 4. 発達障害について②注意欠陥多動性障害（ADHD） |
| 第5回 | 第1章 | 発達障害とは何か | 5. 発達障害について③学習障害（LD） |

第1章の目標：障害児福祉・保育に関する動向を踏まえて、発達障害に関する基礎知識を身につける。

- 第6回 第2章 乳幼児期の発達障害 1. 幼稚園や保育所における発達障害児
 - 第7回 第2章 乳幼児期の発達障害 2. 発達障害児と関係機関
 - 第8回 第2章 乳幼児期の発達障害 3. 乳幼児健診
 - 第9回 第2章 乳幼児期の発達障害 4. 就学相談
 - 第10回 第2章 乳幼児期の発達障害 5. 特別支援教育（通級・通学）
- 第2章の目標：乳幼児期における発達障害児の特徴について理解した上で、保育所や幼稚園、関係機関の役割について考察する。
- 第11回 第3章 発達障害の実際 1. 保護者への支援
 - 第12回 第3章 発達障害の実際 2. 幼稚園や保育所でのケース
 - 第13回 第3章 発達障害の実際 3. 幼稚園・保育所・小学校の連携
 - 第14回 第3章 発達障害の実際 4. これからの発達障害児支援
 - 第15回 第3章 発達障害の実際 5. まとめ（第1～14回の内容について）・試験
- 第3章の目標：幼稚園や保育所で発達障害児と出会う場面や、保護者への支援、幼・保・小の連携について、事例を基に考察する。その上で、保育者のあり方について省察する。
- 第1～15回の事前準備：講義前に指示する内容について調べておくこと。

Ⅲ. 調査の概要

1. 調査について

(1) 調査方法

まず講義の冒頭で「なぜこの授業を履修しようと思ったのか」というテーマで自由に記述させた（以下、〔受講前レポート〕とする）。そして講義の最後に「この授業を履修して、何を学び、何を考えたのか書きなさい（ただし、一つひとつの授業内容について詳しく書く必要はない）」として、同じく自由記述をさせた（以下、〔受講後レポート〕とする）。

(2) 調査時期

〔受講前レポート〕は2009（平成21）年9月14日・第1回講義の冒頭30分。

〔受講後レポート〕は2009（平成21）年9月16日・第15回講義の60分。

表4 「福祉特論」履修者の状況

（単位：人）

	在籍学生数	履修登録者数	全回受講者数
第一部1年	105	69	66
第一部2年	104	2	0
第三部1年	63	33	31
第三部2年	56	27	23
第三部3年	58	19	17
合計	386	150	137

(3) 調査対象

本学幼児教育学科第一部1.2年生、および同第三部1.2.3年生において「福祉特論」を履修登録した150名である。このうち、第1回講義と第15回講義の双方のレポートを提出した137名を有効数とする（表4参照）。履修登録者における有効数の割合は91.0%である。

(4) 調査対象者の発達障害に関連する科目の履修状況

幼稚園教諭二種免許状を取得するために、免許法施行規則で定めている科目の中では、教育の基礎理論に関する科目として「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」を学ぶ科目がある。これは本学では「発達・学習心理学」として開講している。

また保育士養成において各教科目の教授内容の標準的事項を示した「教科目の教授内容」を見ると、「保育の対象の理解に関する科目」として「発達心理学（必修・講義科目・2単位）」がある。これを本学では前述した「発達・学習心理学」として開講している。さらに「保育の内容・方法の理解に関する科目」として「障害児保育（必修・演習科目・1単位）」がある。

重ねて実際には、このような教授内容に含まれていなくても、「社会福祉」をはじめとする様々な保育者養成科目の中で発達障害児については触れられている。

今回の受講生においては、第三部1～3年生が本講義開講までに「発達・学習心理学」を履修しているが、第一部1～2年生は履修していない。また「障害児保育」についてはいずれの学年も未履修である（表5参照）。

表5 本学における発達障害に関連する科目の履修年次

	障害児保育	発達・学習心理学
第一部1年	2年後期（未履修）	2年後期（未履修）
第一部2年	2年後期（未履修）	2年後期（未履修）
第三部1年	3年後期（未履修）	1年前期（履修済み）
第三部2年	3年後期（未履修）	1年前期（履修済み）
第三部3年	3年後期（未履修）	1年前期（履修済み）

(5) 分析方法

- ①受講前レポートを熟読し、そこに記されているキーワードを抽出した。キーワードについては、1つしか挙がらなかったのは14レポートで（10.3%）、それ以外は複数挙がった。
- ②そのうち回答数が5以上のものを拾い上げたところ、11のキーワード（a～j）を確認することができた（表6参照）。
- ③次に受講前レポートを再読し、11のキーワードについて詳述されている典型的な解答を選別した。
- ④その上で受講後レポートを熟読し、③で選んだ受講前レポートに記したことについて受講後レポートでも触れているものを精査した。

2. 調査の結果

11のキーワードより導き出された同一人物による受講前レポートと受講後レポートには以下の

表6 「福祉特論：発達障害を考える」を受講する理由

(複数回答)

	第一部 1年生	第三部 1年生	第三部 2年生	第三部 3年生	合計
a：保育者として知っておくべき	① 53件 32.1%	① 30件 39.0%	① 21件 36.2%	① 16件 30.2%	① 120件 34.0%
b：よくわからないので、知りたい	② 47件 28.5%	② 19件 24.7%	② 11件 19.0%	③ 9件 17.0%	② 86件 24.4%
c：社会福祉の授業で聞いたから	③ 14件 8.5%	③ 15件 19.5%	③ 7件 12.1%	⑧ 1件 1.9%	③ 37件 10.5%
d：発達障害児・者に出会ったことがある	③ 14件 8.5%	④ 8件 10.4%	⑤ 4件 6.9%	⑧ 1件 1.9%	④ 27件 7.6%
e：実習に行ったときに発達障害児がいた	⑪ 2件 1.2%	⑨ 0件 0.0%	⑤ 4件 6.9%	② 14件 26.4%	⑤ 20件 5.7%
f：いろいろな専門科目の中で聞いたことがある	⑥ 8件 4.8%	⑥ 1件 1.3%	④ 5件 8.6%	④ 5件 9.4%	⑥ 19件 5.4%
g：保護者への支援方法を知るため	⑦ 6件 3.6%	⑤ 2件 2.6%	⑤ 4件 6.9%	⑤ 2件 3.8%	⑦ 14件 4.0%
h：外部からゲストスピーカーが来るから	⑤ 9件 5.5%	⑥ 1件 1.3%	⑧ 1件 1.7%	⑧ 1件 1.9%	⑧ 12件 3.4%
i：障害児・者施設への就職を考えているから	⑨ 3件 1.8%	⑨ 0件 0.0%	⑩ 0件 0.0%	⑤ 2件 3.8%	⑨ 5件 2.0%
j：3日で2単位取得できるから	⑦ 6件 3.6%	⑨ 0件 0.0%	⑩ 0件 0.0%	⑪ 0件 0.0%	⑩ 6件 1.7%
k：自分が親となった時に発達障害児が生まれるかもしれないから	⑨ 3件 1.8%	⑥ 1件 1.3%	⑧ 1件 1.7%	⑤ 2件 3.8%	⑪ 7件 1.4%
有効回答者数	66名	31名	23名	17名	137名
合計	165件	77件	58件	53件	353件

注1) ○の中の数字は、各カテゴリーの順位である。

注2) 回答数が5未満の解答は以下の通りであり、() は回答数である。

福祉特論が2年に1回しかないから(4)、1～5限、授業を受けてみたかったから(3)、前年度の集中講義を受けたから(3)、障害者に対する考え方を変えたい(3)、夏休みにリズムが崩れたから(2)、実習の時に障害のある利用者に対して少し距離を置いてしまったから(1)、長い夏休み中に勉強することがなかなかないから(1)、一人で勉強することに困難を感じたから(1)、友だちに誘われた(1)

ような学びの変化が見られる。

なお、誤字・脱字などについては加筆・修正し、個人名などが特定されそうな事柄については、伏せている。また（*）については筆者による注釈である。

a：保育者として知っておくべき、c：社会福祉の授業で聞いたから【第三部1年生】

〔受講前レポート〕 将来、子どもと関わる仕事をするには、様々な知識が必要である。そのため、発達障害児という普段あまり関わりのない分野をきちんと勉強しておきたい。「社会福祉」の授業で、発達障害児はあまりまわりからわかりにくく、発達が遅れているということに対して、勝手に診断をすることもできないという難しい点があることを知った。自分自身は自閉症のことしか知らなかったので、発達に障害があるというひとくくりでも様々な症状があるので、その部分をきちんと理解しておきたい。

〔受講後レポート〕 「発達障害のある人は苦手なことがたくさんある」と私は理解していたつもりだったが、今回の授業を受けて、私の理解はうすっぺらなものだったと反省した。（中略）発達障害の子どもたちの聞こえない声を、どれだけ私は聞くことができるかと考えたとき、まだ私は知識が全然足りない。それは関わり方が難しいからではなく、聞こえない声を私は聞いていなかったからである。子どものためにと支援をするのは当たり前だが、そこにいる子どもの気持ちをいかにくみ取り、支援していくのが、今後の私の課題である。

「保育者として知っておくべきこと」は第一部・第三部の受講生とも全学年で第一位であり、30～40%近くが記載していた。保育者を目指す学生は、養成校に入学する前から「保育者になりたい」という明確な職業意識を持っていることが多く、そのことから子どもに関する学びに貪欲なことが想像できる。

また「社会福祉の授業を聞いたから」については、筆者が第一部1年生・第三部1年生のそれぞれ前期に担当している科目である。ここでは「障害児・者福祉」について1時間強の時間をかけて、障害児・者福祉の理念や身体・知的・精神・発達の四障害の概要と制度・政策、障害者自立支援法などについて講義を行っている。その中で発達障害については、乳幼児健診では年齢的に発見されにくく、幼稚園や保育所のような集団生活の場において、同年齢の他児と比較する中で保育者が「あれ？」と気づくことから発見されることが多いことを説明した。

b：よくわからないので、知りたい【第一部1年生】

〔受講前レポート〕 私がこの授業を履修しようと思った理由は、発達障害というテーマに興味をもったからである。発達障害といっても、なんとなくはわかるけど、自分で説明することはできない。そして発達障害のある子どもについてどう接すればよいのかもわからない。だから、この授業を履修して、自分の知識を増やし、将来のために、自分の力となるようにしたい。

〔受講後レポート〕 この3日間で知識もたくさん増え、発達障害について理解することができたのはもちろん、保育者が大切にしなければいけないこと、これから保育者として社会に出たとき、“こうしたい！”“こんなことができるような保育士になりたい！”といろいろな夢を持つことができ、とっっても自分のためになる楽しい授業であった。

「発達障害」という言葉は、入学前の高校時代や、入学後のさまざまな専門科目、またテレビ

や新聞などのニュースなどで、一度は聴いたことがあろう。しかしながらその障害の特徴や保育者としての対応については漠然としていることが多い。これは低学年に多く、高学年につれて徐々に減少している。

d：発達障害児・者に出会ったことがある【第一部1年生】

〔受講前レポート〕 私は夏休みに知的障害のある子どもたちのサマーキャンプでボランティアをした。ここでは1人の子どもにボランティアが1、2名ついたが、私はどう接したらいいか初日は全然わからなかった。親からもらったその子について書かれた紙をみても、どう接すればよいかわからず戸惑った。一緒にいると段々その子の性格などがわかってきたが、やはり自分をもっと障害について知るべきだと思った。

〔受講後レポート〕 私ははじめ、発達障害の子には特別な暮らしが必要だと思っていた。しかしそうではなく、同じ一人の「子ども」として見ていけば良いことがわかった。

発達障害に関する知識を得る前に、実習やアルバイト、ボランティアなどで発達障害児・者にあっている学生もいる。また一方で、発達障害に関する知識を身につけたことから、小学校や中学校の時に会った友人たちの中に「いま思えば発達障害であったのではないか」という思いを想起させるものもいた。

e：実習に行ったときに発達障害児がいた【第三部3年生】

〔受講前レポート〕 実習したクラスに注意欠陥多動性障害の子どもがいた。でも保育者が「あの子は障害がある」と話して下さるまで、普通の子どもと変わらないと思っていたので、発達障害の子を発見するのは難しいと思った。しかし、よくその子を観察していくと、やはり言葉の遅れがあったり、他の子どものおもちゃを何も言わずに取ってしまったりケンカになることが多かった。それにすぐ教室から出て行ってしまったり、友だちとあまり関わらず一人で遊んでいることが目立った。そのため発達障害の特徴をこの授業でしっかりと学び、保育者として何をしてあげれば良いかを考えて行動ができるとよいと思った。

〔受講後レポート〕 正直、もし自分が保育者で、自分が担当するクラスに発達障害の子がいたら戸惑ってしまうと思っていた。しかし授業を受け、思わず「何やってるの！」と強くしかかってしまいそうになる行動も、その行動の一つひとつに必ず理由があり、相手に伝えることが苦手だから、その子の精一杯の意思表示をしているのだとわかった。一番困って、一番大変なのはその子自身なのだから、その気持ちをしっかりと受け止め、その子のペースでゆっくりと次のステップに行けるよう、支援をしていかなければならないと思った。

本学での最初の実習は、第一部が1年生の11月、第三部が2年生の6月で、いずれも幼稚園教諭二種免許状を取得するための「教育実習I」となっている。受講生のうち、第三部3年生は在学中のすべての実習をすでに終えており、その体験の中でおよそ1人は発達障害の可能性を持つ子どもと出会っているようである。そのため、このキーワードについては第三部3年生の約1/4が記述している。

f：いろいろな専門科目の中で聴いたことがある【第一部1年生】

〔受講前レポート〕 私はもともと発達障害についてあまり知らなかった。でも前期の授業の中でいろいろな先生から発達障害の子どものことをよく聞くようになり、とても興味を持った。いま、発達障害の子どもは結構いると聞いたので、実際に保育園や幼稚園で働くようになった時、少しでも多く発達障害についての知識を持っていて、そういう子どもたちとうまく関わって、力になればと思ったことがこの講義を受けようと思った一番の理由である。

〔受講後レポート〕 発達障害について、いろいろな授業で「最近、幼稚園や保育園で増えている」など聞くことがあったが、それだけではどうして増えているのかわからなかった。でも3日間授業を受けて、発達障害は私が思っていた以上に周りからは分りにくいし、同じ障害と診断されても、一人ひとり全く違って見えることもあるとわかった。だから診断名にこだわるよりも、その子がどんなことが得意で、どんなことが苦手なのか、障害の有無に限らずどんな子どもも同じように保育士は考えていけばいい。そう考えたら気が楽になった。それにS先生は「〇〇ができない」という言い方ではなく「〇〇が苦手」という言い方をされていた。私はその言い方がとてもいいと思った。そしてそう自然に居る保育士になりたいと思う。今回学んだことを忘れないで、さらに知識を身に付けていきたいと思った。

受講生である学生は、およそ1990（平成2）年前後に出生している。その後、すでに少子化となった社会の中で育ってきたこともあり、身近なところで幼い子どもとふれあう機会が少ない。そのため、保育者になりたいと思っている学生でも、子どものイメージがつかみにくかったり、一面的にとらえているものが多い。

g：保護者への支援方法を知るため【第一部1年生】

〔受講前レポート〕 今は発達が遅くても普通の幼稚園や普通の学校に通学させてあげたいという保護者が増えていると思うので、その助けもしたいと思う。

〔受講後レポート〕 DVDで発達障害の子どもがいる母親の姿を見たり、先生から実例を聞いて、保護者への支援がどれだけ大切かわかった。先生が言っていたように、乳幼児は自分で病院に行ったりしない。たいてい親が連れて行く。だから幼稚園で「あれ？」と先生が気づいたことを、保護者の気持ちを考えながら伝えていかなければならない。

保護者への支援に関する科目としては、「家族援助論」などがある。これは本学では第一部の場合は2年生後期、第三部は2年生前期に履修している。この家族援助論を直近で受講した第三部2年生は、障害のある子どもとその保護者への対応についておよそのことを学んでいるため、このキーワードに対する記述が他の学年の約2倍になっていると思われる。

h：外部からゲストスピーカーが来るから【第一部1年生】

〔受講前レポート〕 この授業は様々な現場の方々の専門的な話も聞くことができると説明を受けた。より多くの見方、考え方ができると思う。また現場で働く先生だけあり、ためになる体験談も聞けるのではないかと考えた。私から見えない部分の話を書くということは、私にとって魅力的だと思ったので、福祉特論を履修した。

〔受講後レポート〕 正直3日連続で、1日5限はととても辛かった。でも15時間終わって思うのは、3日間で自分のためになる、現場で必ず必要になる深い学びになったと思った。いろんな先生から見る発達障害を聞くことができ、本当に私が保育士になっていいのかな…という不安を抱いたけど、保育士として専門家としてあるべき姿を学ぶことができた。

今回の福祉特論では、まず発達障害に関するおおよその概略について筆者から説明した上で、現職の小児科医とことばの教室の指導員、小・中学校のスクールソーシャルワーカーにゲストスピーカーとしてご登壇いただき、その職務についてわかりやすく話して頂いた。ゲストスピーカーに対しては、筆者から事前に本学学生の様子とシラバスについて説明したが、その詳細については一任した。

i：障害児・者施設への就職を考えているから【第一部1年生】

〔受講前レポート〕 私がこの授業を履修するのは、将来障害者施設の仕事に就こうかどうかを迷っているからである。夏休みに障害者の方が通所・入所している施設に行き、生活の一部を共に過ごした。私はその時どうすることもできず、ただ施設の方が言われたことをただやるしかできなかったのである。でもその中で、私にもできることがあるのではないかと思ひ、この授業をきっかけに自分の視野を広げてみようと思ったのである。

〔受講後レポート〕 障害について、ここまで詳しく学べるとは思わなかったので、ビックリした。この授業は私にとって、一番の刺激になった。障害者（児）に関心はあったが、詳しくはわからなかったため、症状や接し方が少しわかって、絶対施設で働きたいと思うようになった。

2008（平成20）年度の場合、本学の卒業生は第一部と第三部を合わせて152名である。そのうち幼稚園に34名、保育所に77名、社会福祉施設に14名、一般企業に21名の合計148名が就職しており、家事手伝いが1名、進路未定者が4名となっている。全体を見ると幼稚園と保育所にしたものは就職者数の75.5%と、非常に高いが、例年1割ほどは社会福祉施設へ就職している。

j：3日で2単位取得できるから【第一部1年生】

〔受講前レポート〕 私がこの科目を受講しようと思った理由は、夏休みの期間を利用して、3日間出席すれば2単位取得することができ、これから2年生になるにつれて忙しくなるけど、少しでも多く単位を取っておけば、後々助かると思ったからだ。また夏休み期間中は勉強することがなかなかなく、大学生活の夏休みは高校の時とは違い、期間が長いのに遊びほうけてはいけないと思ったからだ。

〔受講後レポート〕 私は保育士になりたいという夢を持っているが、発達障害の子と関わることはないと思っていた。それに、この授業を取った理由は、単位が3日間出席すればもらうことができるし、とりあえず福祉のことは将来に役立つから取っておこうという、とても軽い気持ちだった。しかし授業を受け、みるみる興味を持っている自分がいてとても驚いた。発達障害について今回学んだが、今まで「障害」という言葉に大きな壁を感じていて、とても怖かった。しかし、授業を聞いて、それは自分に知識がないからだ気づいた。知識があればす

べてをわかるわけではないけど、「一体、何がしたいんだろう」「何を求めているんだろう」と一生懸命わかれろとすれば、怖いなんて思うことなどないし、もっとわかりたい・知りたいと思う気がする。短大に入学して、初めて授業が楽しいと感じた。3日間、1～5限という長い時間があつという間だった。それは私が先生の話をつただ聞くだけでなく、頭で理解したり心で感じたからだと思う。

短期大学設置基準によれば、短期大学を卒業するために最低修得する単位数は64単位であるが、本学のような保育者養成校ではその倍ほどを履修しなければ幼稚園教諭二種免許状と保育士証の2つを取得することができない。そのため、出来るだけ早くに単位を取得したいと思う学生も多い。また上述のように、短期大学の夏期休暇は高校までの倍ほどあり、生活リズムが崩れたり、勉強することが見つからないことから受講しようと思ったものもいる。

k：自分が親になった時に、発達障害児が生まれるかもしれないから【第三部3年生】

〔受講前レポート〕 保育園や幼稚園で働く・働かないということは別にして、働いても働かなくても、自分の子どもや友達の子どものなど、発達障害の子が周りにいた時に一緒に考えることもできるだろうし、知っておいて自分のためになるだろうと思ったからである。

〔受講後レポート〕 発達障害の子のことを学びたくてこの授業を履修したけど、午後からも授業があるなんて初めてだし、しかも1～5限なんて未知の世界だったので、しっかりと受けることができるか、正直、少し心配だった（*この学生は第三部フレックスコースに所属しているため、通常の授業は午前中の2時間だけである。午後からはアルバイトなどを行っているため、このような集中講義以外で午後からの講義を受けることは、基本的にない）。でもどの先生も詳しく、とても丁寧に話して下さったので、すごく分かりやすかったし、保育士としても、将来保護者になるかもしれないとしても、間違いなく役に立つことばかりだった。特にDVDで自閉症児の母親を周囲の人が支えていく姿が印象的だった。その母親は子どもが自閉症児になったのは「あなたのせいではない」と先生に言われて、本当に嬉しそうな笑顔を見せた。それを見たとき、私は「当たり前だ」と思ったけど、よく考えたら数日前の私も知識がなくて「もしかしたら、お母さんが原因？」なんて思っていた。そう考えると恥づかしいが、知識があることの大切さも感じた。私の身近なところに発達障害児がいたら、その子もだけど、その親も支えていきたい。

短大を卒業した学生は、就職し、やがて結婚・出産期を迎えるものが多い。そのため子どもについて学ぶことは、専門職として必要なことであると同時に、近い将来、自らが保護者となった時に役立つことであろうと認識している学生が多い。

3. 考察

受講生がこの講義を履修しようと思った最大の理由は、「a：保育者として知っておくべき」と考えたからである。また、まずは自らが発達障害について「b：よくわからないので、知りたい」という解答が続く。

そのように考えるに至ったのは、「c：社会福祉の授業で聞いたから」や「f：いろいろな専門科目の中で聞いたことがある」というように、それまでに履修した幼児教育学科での授業で発

発達障害について聴いたことがきっかけとなっている。また「d：発達障害児・者に出会ったことがある」「e：実習に行ったときに発達障害児がいた」というように直接発達障害児・者と会うことも、保育者としての学びの契機となっている。

このことから、保育者をめざす学生には、発達障害について理解した上で、発達障害児に対する「対象者観」を涵養した上で、知識や技術を理解させることが大切であると考えられる。本講では発達障害の中でも多い広汎性発達障害と注意欠陥多動性障害、学習障害の3つを中心に、その特徴や支援の方法などを説明した。その時に、「発達障害は親の育て方が原因ではなく、脳機能の障害である」と話しただけで、学生はどよめいた。また「発達障害者の中には歴史上の有名人もいる」と伝えると、驚いている者が多かった。その理由を聞くと、発達障害は生まれて間もない頃はわかりにくく、大きくなるにつれてわかってくるということは、親の育て方次第で発達障害児になったりならなかったりするのではないかと思っていたという意見が多かった。また学生は、障害がある人に対して「できないことが多い」というマイナスの印象が強いため、苦手なところの支援を受けながら、様々な分野でその才能を生かしているというプラスのイメージがわきにくい。そのため、基礎的な障害の特徴について理解し、保育者として発達障害児をどのようにとらえるかという対象者観を涵養する必要がある。

一方で、保育者がそれぞれの発達障害についての特徴を理解したとしても、保育者は医師ではないので、個々の障害について診断を下す立場にはない。また診断名がついていなければ保育や教育ができないというものでもない。発達障害児は、広汎性発達障害であっても学習障害や注意欠陥多動性障害であっても、およそ日常生活の中で何らかの「苦手な部分」や「困り感」を抱えている。それが幼児の場合は、お友達とのトラブルが絶えないとか、集団行動が出来ない、何度言っても先生のお話を聞くことができないといったように表れる。その子がどのような障害を抱えていようと、その苦手な部分や困り感をフォローするということは、昨今の幼児教育・保育がめざす「一人ひとりを大切に」という方向性と一致する。すなわち本来保育者は障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちを一人ひとり大切に保育・教育するということにつながるため、診断名がつかなくても支援はできる。このように、診断名の有無にかかわらず、一人ひとりを大切に保育・教育することの大切さを折に触れ学生へ伝えることは、学生が保育者のあるべき姿を再確認したり、発達障害児に出会ったときの不安を軽減することにつながる。

また上述のように保育者は個々の障害について診断を下す立場にはないが、日々の保育や教育の中で「あれ？」と発達障害の可能性に気づき、医師などの専門機関につなぐことは出来る。そのように「あれ？」と思うためには、定型発達について理解し、目の前の子どもがそこから大きく離れていることによって気づくことができる。そして診断名の有無にかかわらず、「もしアスペルガー症候群だとしたら」と仮説で見ることによって、その子の困り感や苦手なところを予測することができる。

また障害のある可能性がある子どもを専門機関に連れて行くのは保護者の役目であるが、その保護者を支えることは保育者の大きな役割である。特に保育士は児童福祉法第18条の4において「この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。」と規定されている。そしてこの「児童の保護者に対する保育に関する指導」については、一般的に「保育指導」と呼ばれており^(註2)、「児童の保育」と同様に保育士の重要な役割となっている。このことから、障害を知ったときの保護者の思いについて、ドローターの「段

階説」やオルシャンスキーの「慢性悲哀説」などの諸説を理解しておくことが望ましい。また、保育者は「障害のある兄弟姉妹がいる子ども」の担任となる可能性もあるので、兄弟姉妹に対してどのような配慮が必要か、押さえておきたい。

IV. おわりに

2008（平成20）年7月22日に出された「障害児支援の見直しに関する検討会・報告書」では、障害がある場合、①出産前後や乳児期に分かる場合、②1歳半児健診や3歳児健診などを契機に分かる場合、③保育所等の日常生活の場での「気付き」により分かる場合があり、「障害のある子どもは、なるべく早く専門的な支援を行うことが、子どもの発達支援の観点からも大切と考えられるが、①発達障害等の場合で、明確な障害があると判断できないケース、②障害があるが、親がそれに気付き、適切に対応できていないケースなど、十分な支援につながっていない場合がある。このように『気になる』という段階から、親子をサポートできるような仕組みが必要である。」としている。

また就学前の障害児の支援のあり方としては、「障害児の専門機関である障害児通園施設や児童デイサービスの機能について、地域への支援の役割を強化していくという観点から拡充していくとともに、子どもの育ちに必要な集団的な養育のためにも、保育所等における障害児の受入れを促進していくことが必要である。」と書かれている。さらに「保育所等での受入れを促進するため、障害児の専門機関が、保育所等を巡回支援していくことが考えられる。また、障害児通園施設や児童デイサービスのスタッフが、保育所等に出向いて行って療育支援を行うことにより、これまで障害児通園施設や児童デイサービスに通っている子どもが並行してなるべく多く保育所等へ通えるようにしていくことが考えられる。」としている。その上、「親子で通う場であるつどいの広場や子育て支援センター等の地域子育て支援拠点においても、障害児の親子や気になる子どもへの適切な対応のため、障害児の専門機関との連携を図っていくことが必要と考えられる。」と記されている。

これについては、2004（平成16）年12月10日に制定された発達障害者支援法第7条において「市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通して図られるよう適切な配慮をするものとする」とされていることを具体化しており、2007（平成19）年12月に障害者基本計画に基づく「重点施策実施5カ年計画」で打ち出された「共生社会」の考え方も一致している。

そしてこの報告書に呼応して、2009（平成21）年4月1日から施行されている『保育所保育指針』においても、「障害のある子どもの保育」について以下のように書かれている。

障害のある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

このように、これまでお題目のように掲げられてきた「ノーマライゼーション」という考え方が、ここに来てようやく障害児の生活の中に根付こうとしている。そしてこれまで述べてきたことから明らかなように、就学前の障害児については、今後「障害児の専門機関」での療育から、

そのような専門機関での支援を受けつつ「保育所等での受入れ」を行うようにと、大きく方向転換しようとしている。このような時は、すべての保育者が自らの専門性を向上させ、関係機関と有為に連携しながら、真の意味で一人ひとりの子どもたちを大切にする保育・教育を目指すことができるチャンスではないだろうか。

保育者養成校においては、さしあたって学生が卒業と同時に幼稚園や保育所などに専門職として採用されることを十二分に意識して、現場に立ったときにある程度役立つ「価値」と「知識」、「技術」を体得させることが大切である。

註

註1：第三部とは、「昼間定時制」ともいわれ、午前と午後にそれぞれ同じ授業が開講される課程である。本学幼児教育学科第三部は1968（昭和43）年4月に開学し、41年の歴史を誇っている。修学年限は3年間であるが、第一部（2年課程）と同じように幼稚園教諭二種免許状や保育士証などが取得できる。2002（平成14）年度からは「フレックスコース」が誕生し、それまでのように協定企業の学生のみならず、広く勤労学生を受け入れるようになった。フレックスコースの学生は、主として午前中に勉学に励み、午後からは保育園などでアルバイトをしていることが多い。

註2：この「保育指導」について、『保育所保育指針解説書』では、「保育に関する専門的知識・技術を背景としながら、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ、安定した親子関係や養育力の向上をめざして行う子どもの養育（保育）に関する相談、助言、行動見本の提示のほか援助業務の総体」と定義している（厚生労働省『保育所保育指針解説書』フレーベル館、2008年、179頁参照）。またこの保育指導に関する省察については、拙稿「保育者とソーシャルワーカー「児童の保護者に対する保育に関する指導」の時代にー」岐阜県社会福祉士会『ソーシャルワークぎふ第15号』2009年、7-17頁参照。

謝 辞

本講義のゲストスピーカーとしてご講演いただいた吉田任子氏（岐阜大学大学院医学研究科小児病態学教室医員）、今村民子氏（岐阜県笠松町ことばの教室指導員）、鷺見栄子氏（岐阜県大野町教育委員会児童・生徒自立支援員）に感謝申し上げます。

